

訪問介護ステーション M の歩み

有限会社設立 平成 14 年 4 月 1 日

資本金 300 万円

事業資金借入 1,000 万円

役員構成 代表取締役 1 名 (医師)

取締役 3 名 (看護師他)

平成 14 年 5 月 1 日 指定居宅サービス事業者指定

介護保険事業者番号 047◎1△1■2◇

指定居宅サービスの種類 訪問介護

サービス提供単価 平成 14 年 5 月から平成 15 年 3 月まで 標準単価の 40%割引で提供

平成 15 年 4 月より介護保険報酬単価の変更に伴い割引中止

I 職員構成

	平成 14 年 5 月 1 日	平成 16 年 3 月現在
管理責任者	1 名 ※ 介護支援専門員・介護福祉士 28 歳 経験 6.7 年 短大卒	同左
サービス提供責任者	2 名 ※介護福祉士 29 歳 経験 8 年 専門学校卒 介護福祉士 29 歳 経験 8 年 短大卒	3 名+補佐 3 名 ※ 介護福祉士 3 名 ※ 2 級ヘルパー 3 名
ヘルパー・常勤	介護福祉士 3 名 ※23 歳経験 3 年、26 歳経験 3 年、30 歳経験 10 年	介護福祉士 4 名 ※内男性 2 名
	2 級ヘルパー 5 名 ※内男性 1 名 平均年齢 37.8 歳平均経験年数 1 年 4 ヶ月	2 級ヘルパー 9 名 ※内男性 1 名
ヘルパー・非常勤	2 級ヘルパー 1 名 ※男性 33 歳経験年数 1 年	介護福祉士 1 名 2 級ヘルパー 3 名
合計職員数	12 名	24 名

職員移動記録

移動日	増	減	資格	年齢	経験年数	総職員数
平成 14 年 6 月 1 日	1		ヘルパー 2 級 ※非常勤	62	※ボランティア 10	13
平成 14 年 6 月 5 日	1		介護福祉士 ※非常勤	23	1.6	14
平成 14 年 7 月 1 日	1		ヘルパー 2 級	43	1	15
平成 14 年 7 月 22 日	1		ヘルパー 2 級	35	1	16
平成 14 年 9 月 1 日	1		ヘルパー 2 級	36	0	17
平成 14 年 10 月 31 日		1	ヘルパー 2 級	※非常勤職員希望退職		16
平成 15 年 1 月 6 日	2		ヘルパー 2 級	41	※ボランティア	18
					4.3	
				56※	1.3	
平成 15 年 3 月 31 日		1	ヘルパー 2 級	※業務内容遂行困難にて希望退職		17
平成 15 年 2 月 3 日	1		ヘルパー 2 級	56	0 ※家族介護中	18
平成 15 年 4 月 1 日	1		ヘルパー 2 級	21	0 ※新卒	19
平成 15 年 5 月 6 日	1		介護福祉士	27♂	5	20
平成 15 年 7 月 1 日	2		ヘルパー 2 級	27	1.4	22
			介護福祉士	24♂	2.3	
平成 15 年 11 月 4 日	1		ヘルパー 2 級	40	2	23
平成 15 年 2 月 3 日	1		ヘルパー 2 級	54	1.2	24

II 雇用条件

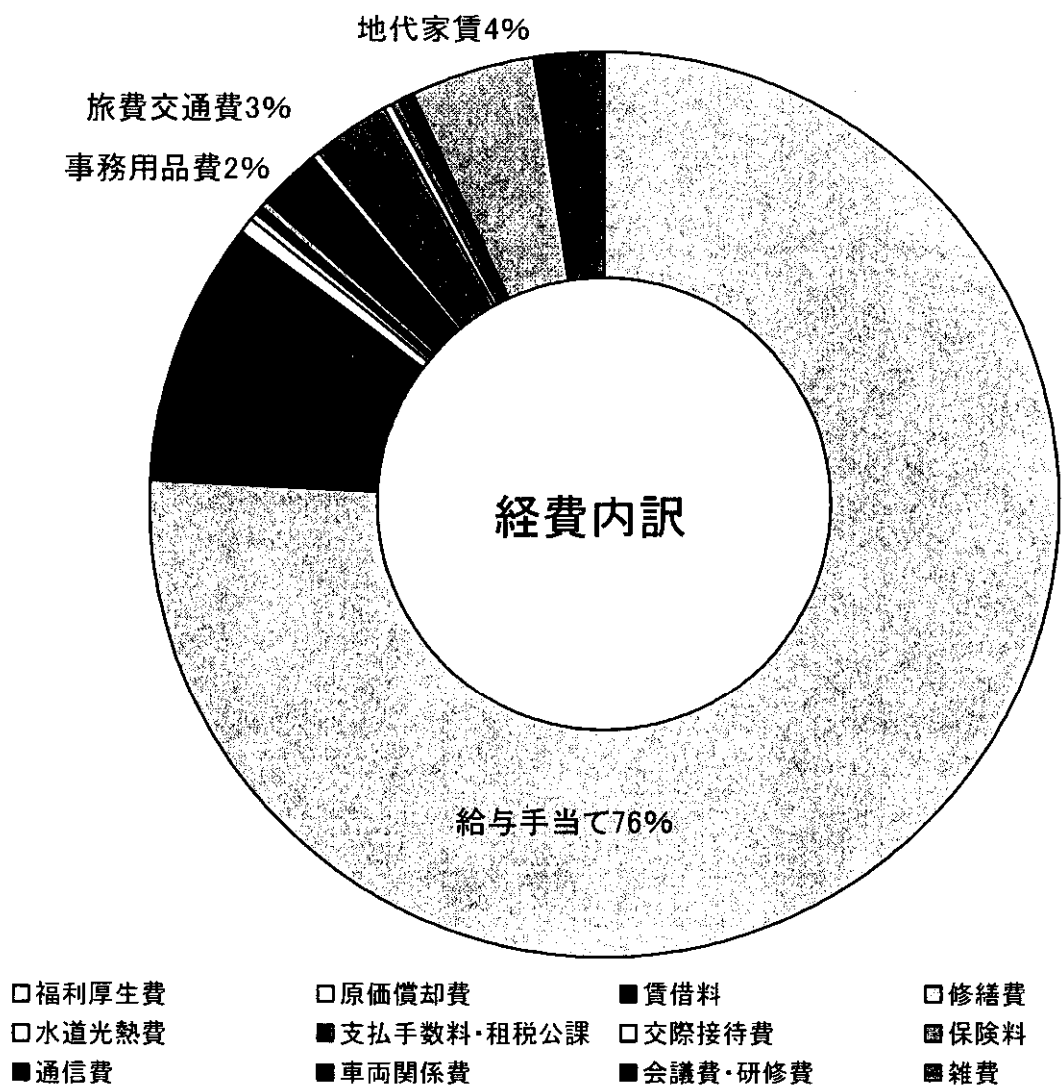
- ・ 社保完備 (労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金)
- ・ 就業時間 1日8時間 (基本 午前9:00~午後18:00) 週40時間
- ・ 休日休暇 4週6休 ※平成15年11月より完全週休二日制
 夏季休暇 3日 冬季休暇 4日 有給休暇、特別休暇あり
- ・ 年俸制 月末締め 翌月末払い 12ヶ月均等割
 基本給 設定 (平成16年3月現在 月額)

管理責任者・サービス提供責任者	253,666 円
ヘルパー (経験年数考慮)	236,666 円
ヘルパー (身体介護未経験者)	208,333 円

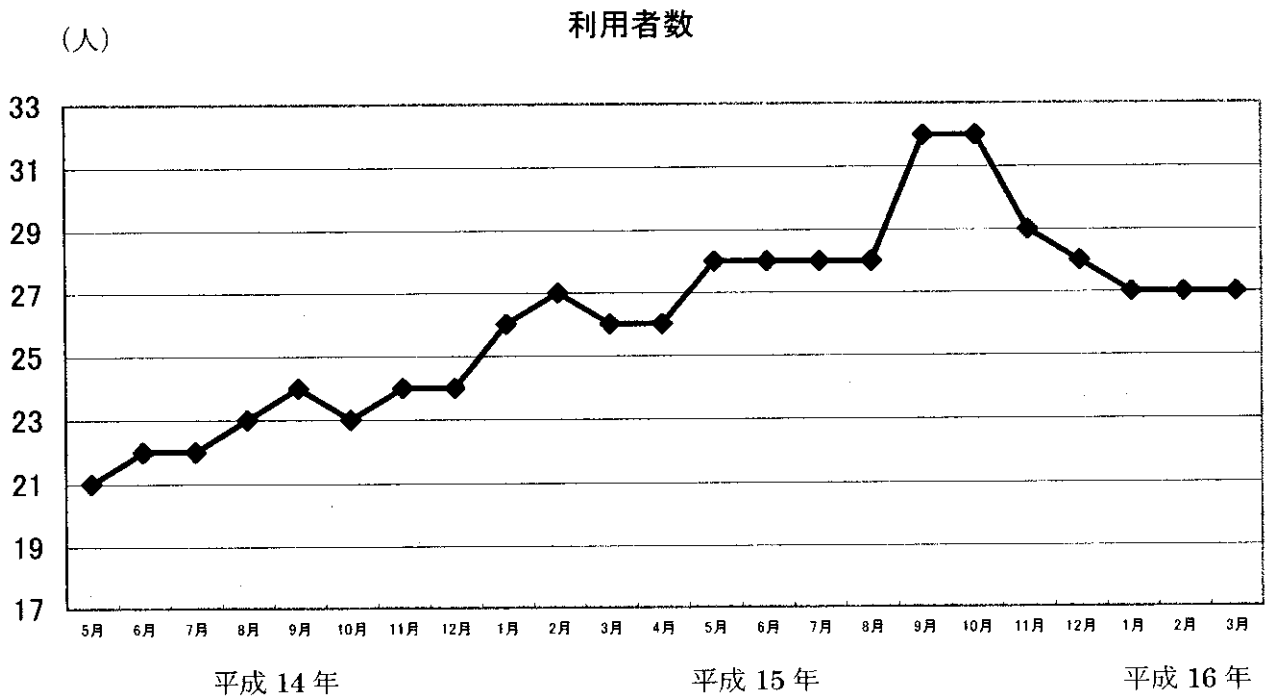
交通費 あり

III 収支

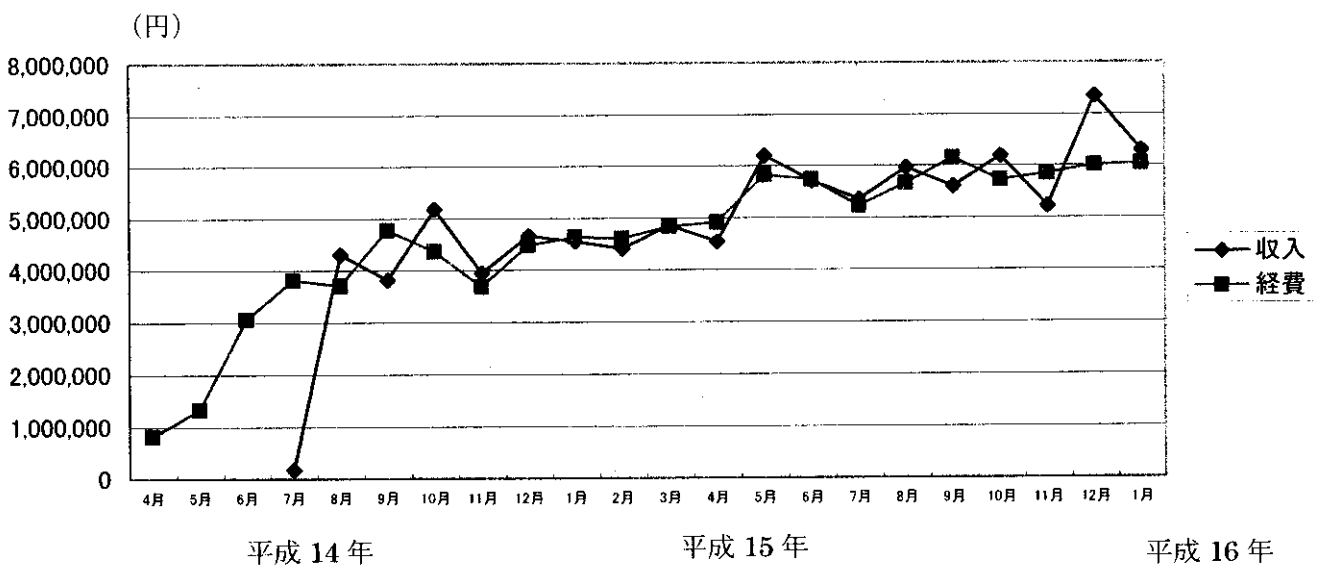
第1期決算 平成14年4月4日 ~ 平成15年3月31日 別紙 決算報告書参照



IV利用者数の変化



v 収入と支出の変化



VI 収入内訳 介護保険と支援費の割合

平成16年2月サービス提供分

介護保険 23件 2,839,955円 (51%)

支援費 10件 2,688,740円 (49%)

※介護保険のみ利用者 13名

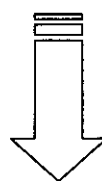
支援費のみ利用者 4名

介護保険 + 支援費 10名

もし現在の支援費が介護保険と同じ時間単価に設定されたとしたら

利用者	現 行	介護保険と同じ
A	28,760	31,598
B	384,120	186,222
C	278,590	172,072
D	193,130	248,147
E	389,280	206,654
F	419,040	203,152
G	158,230	115,369
H	114,420	72,909
I	453,840	377,871
J	269,330	156,212
合 計	2,688,740	1,770,206

2,688,740 円 ⇒ 1,770,206 円 … 918,534 円の減収



もしこうなったら

事業所は維持できなくなります

⑩ おわりに

常時吸引を必要とする療養者は大別すると

	ALS	非 ALS
気管切開未施行	×	×
気管切開施行	○	×
気管切開+人工呼吸器	○	×

となります。ALSに関する限り、ホームヘルパーの吸引は、29～30ページの通達において上記のように許可されています(○)。しかしALSと同様の在宅療養状況にあるにもかかわらず、多くの他の療養者は手助けのない(×)ままに、家族のみ、あるいは第三者が【緊急避難的に】窒息を防いでいるのが現状です。

病名による分類ではなく、療養者においては症状や状態による分類が必要であり、介護者(家族にしる、ホームヘルパー等にしる)にとっては、その作業の質と量が勘案されなければなりません。

本論では、吸引行為に関する問題はさておいて、障害者全体から見れば比較的少数であるこの療養者に対して、まず1) 生命の保障をする、ところから開始しなければならないことを話しました。

さらに常時吸引を要する療養者の介護は、その質、量ともに膨大であり、家族の生活を維持するためには2) 家族の介護疲労の軽減、が欠かせません。

家族と同様の作業を習熟したホームヘルパーによる長時間の介護が、唯一家族にとって休養を取ることができる方法なのです(ショートステイ的な入院を除けば)。この作業は、長時間であること、特殊身体介護であり、家族との同意書を要すること、十分な吸引等の知識と技術を医療者から習得すること、等の付帯条件があり、したがってこの作業に見合った十分な報酬が必要であること、等が吟味されなければなりません。

母集団が小さいことは、費用の捻出を可能にしやすい利点がありますが、単価に見合った作業をおこなっているか否かの監視が必要であり、検討を要するでしょう。

